



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1197 平成18年和歌山県告示第495号(地域環境保全に関する施設の整備事業の決定)の一部 改正	(循環型社会推進課)..... 1
1198 生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課)..... 1
1199 救急病院の認定	(医務課)..... 1
1200 保安林の指定の解除予定	(森林整備課)..... 2
1201 公共測量の実施	(技術調査課)..... 2

告 示

和歌山県告示第1197号

平成18年和歌山県告示第495号(地域環境保全に関する施設の整備事業の決定)の一部を次のように改正する。

平成25年9月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「県」の次に「、市町村(一部事務組合を含む。)」を加え、「公益法人」を「法人」に改める。

和歌山県告示第1198号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年9月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社きらら	日高郡美浜町和田12-32-4	きららファミリー	日高郡美浜町和田12-32-4	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成25.8.22

和歌山県告示第1199号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年9月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 伊藤病院
- 2 所在地 橋本市高野口町伏原1011
- 3 有効期限 平成28年9月20日

和歌山県告示第1200号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡広川町大字西広字檜長1321の1
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1201号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 平成25年9月10日から平成26年3月20日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市